

●議題1 宇佐市教育大綱について

1. 教育大綱及び教育振興基本計画

(1) 教育大綱について

- ・教育大綱は、地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画の基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの。

(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項)

(2) 教育振興基本計画について

- ・教育振興基本計画は、地方公共団体が、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるもの。(「教育基本法」第17条第2項)
- ・宇佐市は教育委員会が平成27年に「宇佐市教育振興基本計画」を策定。

(3) 教育大綱と教育振興基本計画の関係

- ・地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。(H26.7.17付け文部科学省初等教育局長通知第490号)

2. 本市における教育大綱

H27.5	総合教育会議にて「宇佐市教育振興基本計画」をもって教育大綱に代える旨の決定
R2.11	「宇佐市教育振興基本計画」が改訂されたが、引き続き教育大綱に代える旨の決定
R6.10	「宇佐市教育振興基本計画」が令和7年度末まで期間を延長したため、引き続き教育大綱に代える旨の決定

3. 協議内容

- ・「宇佐市教育振興基本計画」が令和8年度末まで期間を延長したため、引き続き教育大綱に代えてよいか協議を行いたい。